# 平成25年度 堺市障害者自立支援協議会

## 第2回 地域生活支援部会 議事概要

日 時 平成25年8月30日(金) 午後1時30分~4時30分

場 所 堺市総合福祉会館 5階 第2研修室

出席者三田、黒木、中島、林、柏木、松林、小林、所、隅野、森、佐久間、

(敬称略) 藤原(昌)、奥田、京井、福井、吉村、高田

ゲスト参加 NPOかんなびの丘(小林、北中)、ゆずの佳(大利)

欠席者 河野、藤原(明)、大西

事務局 障害施策推進課(八木、大塚、渡辺、西岡)

事務局補助総合相談情報センター(田渕、上田)

傍聴者 4名

## 1. 金銭管理について

## 【部会長から】

- ・本日は「金銭管理」を中心に議論することとなっており、社会福祉協議会以外で金銭 管理事業を行っている2か所のNPO法人にお願いして、3名の方に「ゲスト参加」 という形で来ていただいている。
- ・テーマ設定の経緯としては、昨年度において「金銭管理」をテーマに話し合った際、 民間においても金銭管理事業をしていただいている所が出てきていて、実際に社会福 祉協議会との連携もあるといったお話があり、そのあたりの実態等について教えてい ただくこととなったものである。

#### 【「かんなびの丘」からの説明】

- ・当法人の事務所は富田林市の金剛コロニーの中にあり、コロニーの保護者会が母体となって法人格を取得したという経緯がある。具体的には、金銭管理はもともとコロニーの支援員が行っていたが、本来業務に専念したいということや制度的な問題等もあり、保護者会に担ってもらう方向性となった。ただし、保護者会はあくまで任意団体であり、金額についても総額で言えば何千万という額になるため、それを任意団体が扱うのはやはり荷が重いということから、3年間は保護者会で引き受けるが、それ以降はNPO法人に移行するという話になった。
- ・平成17年に法人格を取得し、本格的に金銭管理事業を行うこととなった。この当時のコロニーの入所者数は約800名であったが、そのほとんどの方の金銭管理を行うという形でスタートしている。その後、地域移行等により、現在は約500名の方の金銭管理を行っている。
- ・以上のような背景から、法人の設立については、ある意味で「立ち上げざるを得なく なった」という側面が強い。

- ・金銭管理事業を始めた当時は、個々の利用者との直接契約であったが、平成24年4 月に契約方法を変更し、現在は、コロニーの運営法人である大阪府障害者福祉事業団 と利用者との間で契約を交わした上で、事業団と当法人との間で委託契約を交わす仕 組みとしている。そのため、施設側からの業務委託により一括して金銭管理を行う形 となり、例えば、「預金残高が少なくなっているのでお金を入れてください」といった ことについては、保護者へ直接お願いするのではなく、コロニー内の各施設を通じて お願いすることとなる。
- ・利用者について、具体的には、現在約500名の方がコロニーに入所されているが、 その全員が利用されているわけではなく、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活 自立支援事業を利用されているケースもあるため、金銭管理事業の利用者としては約 480名である。
- ・コロニーから出て他の入所施設へ移行する際、「移行した後も引き続き金銭管理をお願いしたい」という要望もあり、数としては多くはないが、コロニー外へ移行した人についても17名、金銭管理を行っている。ただ、その人たちに関してもコロニー内と同様に、移行先の施設の支援員とのやりとりとなる。
- ・コロニーに入所していた人以外の金銭管理については、先日、初めて在宅の認知症高齢者のケースへの金銭管理の依頼を地域包括支援センターからいただいたところであり、今後に向けて、地域の人たちへの金銭管理についても積極的に取り組んでいきたいと考えている。
- ・利用料について、コロニー内の入所者に関しては、1300円、1900円の2つの料金体系がある。これは固定料金であり、何らかの追加作業が発生した場合も同じ金額である。また、コロニー外のケースの利用料に関しては、基本料金に加え、金融機関間の振替については1回500円を別途いただいているが、それ以外の作業が発生した場合は有料で対応している。
- ・職員体制については非常勤職員4名で、このうち2名は施設との調整等の管理業務、 1名は出納帳の作成等のパソコン業務、残り1名は預金口座からの引き出し等の銀行 業務行っている。なお、コロニー外の部分については、先ほどの銀行業務の担当者が 兼務している。
- ・銀行業務について、具体的には、通帳記帳は毎月1回、出入金がない月であっても、 必ず月初めに行っている。また、通常、毎週水曜日に銀行に行くことになっているの で、毎週火曜日までに「いくら引き出してください」という書類を施設から受け取る 形となる。
- ・チェック体制については、法人内で二重のチェックを行った上で、利用者が入所している各施設の施設長に確認を求めるといった仕組みになっている。加えて、半年に1回、事業団の監査を受けているほか、NPO法人としても年1回、法人の監事による監査を受けている。
- ・コロニー外のケースについては、個々の利用者との契約となるが、その際には、その 人が入所している施設の職員の立ち会いのもとで契約を行っている。実際には、訪問 してお金を届けるというケースは少なく、基本的に、当法人が預かっている口座から、

施設が預かっている口座へ送金する形、例えば、当法人が100万円の通帳を預かっており、施設側としては、100万円は預かれないが、普段使うお金として数万円は手元に必要であるため、その分の通帳を管理されていて、残高が少なくなれば当法人から送金するといった方法で管理している。この場合のチェック体制としては法人内のみではあるが、同様の二重チェックを行っている。

- ・万が一に備えた対応としては、警備会社と契約しているほか、お金を移動するという ことで、保険に加入している。もちろん、それだけで万全というわけではないので、 第三者のチェックについては検討していかなければならないと考えている。
- ・トラブルについては、コロニー内外で、これまで大きなトラブルというは特にない。 そういったトラブルを防ぐためにも、お金のやりとりについてはしっかりと書面に基 づいて行うということを、お互いがしっかり確認をしながら進めるようにしている。
- ・課題としては、金銭管理事業といっても、現時点ではほとんどがコロニー内のケースであり、今後は地域へ出ていくような形での支援も展開していきたいと考えている。
- ・富田林市の社会福祉協議会との連携はあまり取れていないのが実情であり、今後はもっと密にしていきたいと考えている。なお、当法人としては特に富田林市内に限定せず、南大阪一円を対象区域と考えているので、まずは富田林市内からということにはなると思うが、その後は周辺各市町村に広めていきたいと考えている。
- ・成年後見については、現在29件の法人後見を行っており、うち4件については単独 ではなく、本人の親族と共同での複数後見という形になっている。これについても、 ほとんどがコロニーに入所している、あるいは、以前入所していたケースである。
- ・現在、賛助会員の方々からの支援(会費)をいただきながらの運営となっており、どのようにして今後、事業を組み立てていくかについても課題となっている。

#### 【「ゆずの佳」からの説明】

- ・金銭管理事業を始めた背景としては、私自身が平成18年に地域包括支援センターに 勤めていた関係で、様々なケースにかかわる中で、社会福祉協議会の日常生活自立支 援事業の順番待ちのケースであるとか、あるいは、入所中や入院中のケース、債務が あるケース、自己破産のケースなど、日常生活自立支援事業が利用できないケースに 出会うことも多く、それぞれに複数の問題を抱えている場合であっても、やはり金銭 管理をクリアすることによって、ある程度、生活の見通しも立つケースも何件かあり、 地域包括支援センターを退職し、微力ではあるが「社会資源のひとつとして」という 思いで法人を設立したというものである。
- ・利用者については、高齢者や精神障害者、知的障害者の方々が利用。年齢層は25~80歳代と幅広い。在宅の方のほか、入院中の方、グループホームへの入居中の方もおられる。また、単身の方や、高齢の親御さんと同居している方が多い。
- ・利用に至る経緯については、今のところ本人からの直接の依頼は無く、依頼元は、区 役所の地域福祉課や生活援護課、保健センター、障害者基幹相談支援センター、地域 包括支援センター、本庁の精神保健課、障害施策推進課、各ケアマネジャーとなって いる。

- ・ケースの内容としては、借金を繰り返すケースであったり、ギャンブル依存、自己破産を繰り返すケース、本人の年金を適切でない形で使っていたりというもの。
- ・利用料については、預かる通帳や印鑑、年金手帳等の冊数に関係なく月1000円とし、銀行の貸金庫で預かっている。また、コンビニ払いの電気代や家賃等の支払の代行を依頼されることもあるが、これについても件数に関係なく月1000円としている。これは、社会福祉協議会に移行するときのことを考え、あまり差が無いようにということで設定したものである。ただし、生活保護の受給者について、社会福祉協議会では無料であるが、こちらでは同額をいただいている。その他、生活費の本人への配達については1回500円の配達代をいただいているので、例えば、週1回の場合であれば月4回で2000円となるが、2週間に1回や月1回など、ケースによって異なる。かかる利用料はこれだけであり、これ以外に特に利用料はかからない。
- ・職員体制としては2名。
- ・契約を取り交わした日からの利用が可能で、先ほども申し上げたとおり、本人からの 直接の依頼は無いため、契約の際は、関係機関の立ち合いをお願いしている。
- ・緊急の場合は、即時対応できる場合は、なるべく早く対応させていただく形で個別に 話し合いを行っている。
- ・出金・入金の状況や通帳の記帳状況について、本人と関係機関に連絡するほか、家族 への連絡については、してもよい場合であれば、家族にも見ていただくことになるが、 そこが駄目な場合であれば、家族には連絡を取らないといった対応となる。
- ・支援方法については、アセスメントを行い、関係機関との話し合いやカンファレンスへの参加により、本人に合った支援方法を個別に考えていく。例えば、本人が毎日使う小銭を封筒に分け、日にちを入れて渡したりとか、知的障害のある方などは色分けのシールを貼ったりとか、項目ごとに封筒分けをしたりとか、あるいは、債務があり支払をどのようにしていけばよいか分からないという場合に、一緒に計画を立てて進めていったりとか。また、配達については1回500円としており、配達する回数が増えると手数料が増えるため、袋分けにして渡すことで、配達の回数を少なくし、手数料がなるべく少なく済むようにお話をさせてもらっている。
- ・現在のケース数は20件ぐらいであるが、目いっぱいである。ただ、長期的な利用ではなく、基本的には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の順番待ちの場合はその後、引き継ぐこととなるほか、成年後見の手続きをされているケースなど、短期的な利用が多いため、終了すればその分、また新規の利用者を受けるという形で進めている。
- ・当法人は指定相談支援事業者でもあるが、こちらで金銭管理をしているケースについては、別の指定相談支援事業者にお願いするようにしている。
- ・営業時間としては17:30までであるが、当法人では地域定着支援も行っており、 携帯電話の転送で24時間365日、電話が入るので、就労しているために土日や仕 事帰りの時間でないとお金の受け渡しができないという人の場合は、直接、電話連絡 で対応することとなる。ただ、年金と保護費、あるいは、年金と給料といった複数の 収入がある場合、お金の入るタイミングが分かれてしまうために、1か月の収支の計

算が分かりにくいという人もいて、それを整理すれば案外、自分で管理できることが多いので、以前に支援していたその就労ケースについても終了となった。他のケースでも、保護費と年金という複数の収入があったが、お金の使い方のサイクルが分かれば、特にこちらで管理する必要はないので、自分で管理されるようになって終了というケースもある。

- ・緊急的なニーズへの対応に加え、預かりは不要であるが、身体的な問題でお金の出し 入れができない場合は、出し入れのみの支援を行うこともある。その場合、不定期に 「いくら出してほしい」という連絡を受けて出しに行く形となる。また、通常の金銭 管理の依頼のほかにも、「とりあえず預かっておいてほしい」という形で、お金や通帳 を預かるのみという依頼もある。
- ・トラブルについては今のところ、大きなトラブルはない。ただ、本人から「自分で管理したい」という希望があり、関係機関の了解をとって本人にお返ししたというケースはある。
- ・課題としては、職員体制が2名というのは先ほどもお話ししたが、うち1名はお金の 配達等のみであり、アセスメントや契約、ケース会議への参加等については私1人で 行っているため、ケース数が限定されてしまうということがある。基本的には、先ほ どもお話ししたとおり長期的なものは無く、社会福祉協議会に引き継ぐ、あるいは、 成年後見人に引き継ぐケースということで、期間限定という前提でご依頼いただくこ とも多い。当法人では基本的に、公的なものの管理が決定するまでの「つなぎ」とい うか、緊急的な対応という形で考えているため、今のところはこの件数を増やすとい うことは難しいと思う。
- ・現在受けている20件ほどのうち、半数が虐待ケースとなっている。
- ・連携については、関係機関との連携を密にしており、単独で動くことはない。いろんなサービスを使っているケースの場合は、ケアマネジャーや相談支援員、ヘルパーなど複数の関係機関がかかわることになるが、就労していて、サービスを全く利用していないケース等においては、どうしても、本人が関係を断ち切っていってしまう場合もある。ただ、お金というところに関しては、最終的に必ず関係をつなげておくところであるため、電話番号の変更等、何らかの変化があった際、比較的早くキャッチできるので、その場合はすぐに関係機関へ連絡させていただいている。また、普段の、決まった日のお金のやりとりについては直接行うが、イレギュラーな形で、別途お金を出してほしいというような場合には、勝手には対応せず、関係機関にお伝えすることになる。例えば、浪費やギャンブル等のケースの場合、どうしても、手持ちのお金をすぐ使ってしまい、その都度「出してほしい」という話になるが、その際には、関係機関の了解がなければ勝手には出せないという形で、本人と関係機関との間で調整していただくようにしている。
- ・成年後見の利用が必要な方への対応については、ほとんどが関係機関からの依頼であ り、ケースカンファレンスもあるため、そこでの検討の結果、最終的に成年後見とい う形になることが多い。

## 【意見交換】

- ・私も以前、相談支援の中で実際に金銭管理をやっていたことがあるが、社会福祉協議会にお願いしても、知的障害のケースでは特に、まとめて受け取ってしまうとどうにもならないので、社会福祉協議会で下してきていただいたお金をいったん、こちらでお預かりし、それを小分けにして毎日渡さなければならない。そういった細かい対応については、なかなか社会福祉協議会にお願いしても無理な話なので、そこの部分の支援は何らかの形で今後も必要になってくる。
- ・どの機関も、何らかの形で金銭管理にタッチしたことは大体あって、その中で、表立ってというか、ある程度形にしてやり始めた所があるということだと思う。私もそうだが、大体何らかの形で管理せざるを得ないという中でやってきたという経過はあると思う。
- ・儲からなくて、しかも大変で、リスクの高い事業である。トラブルも起こりかねない。
- ・今、お金を預かることができる場所がほとんど無くなってきている。私たちも以前、 支援センターの委託を受けていた当時は銀行の貸金庫を借り、やむを得ず行ってきた という経緯があるが、それが今、基幹相談支援センターには金庫もなく、現金を置く 機能を持っていないため、行わないことになっている。しかし、やはりそれがどうし ても必要な人はかなりの数でおられるし、きめ細かな金銭管理、例えば、借金を一緒 に整理したり、お金の使い方を一緒に考えたりというのは非常に大変で、そこはやは り、基幹相談支援センターの相談員も皆、課題として認識していると思う。
- ・昨年度のこの部会での議論の中で、必要性はあるが、いろんな課題もあって、それでも「本人の権利を守る」ということから、皆そこに不安を持ちつつ、虐待のケースもあったりして、やらざるを得ないということで、何らかの公的な所と一定、必要性を確認しながらやってきていると思うのだが、そこをオープンにするというか、支える仕組みにようなものがあればといった話があったと思うので、そういう意味では本当に、監査的な機能みたいなものがあって、きちんと見てもらえば安心してそれができるといったものがあれば。
- ・緊急的にやらざるを得ないという人がいて、ある程度、掲げてやっている所もあれば、 そうでない所もある中で、今の日常生活自立支援事業では、なかなか緊急ということ が仕組み上難しいというところでは、こちらの側も、やらざるを得ないのだが、やっ ていいのだろうかという不安もあるといった状況である。
- ・日常生活自立支援事業は、公的な事業として社会福祉協議会がきちんと委託を受けて 行っている事業であるが、それを補完するようなNPO法人が仮に10か所あったと しても、その10か所がすべて信頼できる所であるという保障はどこにもなく、そう いう意味では、「このような法人がもっとたくさんあればいい」というような話ではな い。
- ・もし、そういった法人が何十か所もできたとして、民間の人たちが社会貢献事業のような形で行っている部分なので、そういう所に対して「監査してください」というのはなかなか言いにくいというところもあるが、実際に金銭管理をしている私たちからすると、「どこかがきちんと監査してくれれば」と思っている部分もある。おそらく今

後、どんどん使う人が増えてきて、社会福祉協議会がいくら頑張っても追いつかなくなり、個別的なところで数を増やしていっても、限界は目に見えてくると思うので、 やはりもう少しやり方を考える必要があるのではないか。

- ・その上で、ある程度きちんと運営も成り立つようにしなければならない。
- ・先ほど、相談支援と金銭管理は分けて行っているということで、そういうところで非常に信頼できるという印象を持ったのだが、逆に、そこを一緒にしてしまうと、権利を守るべきものが、逆に本人の意思を縛るものになるので、そういう意味では、数があればいいというものではない。社会貢献であるとか、ボランティアで「仕方なくやっています」ということであるが、逆に、そこにいろんなサービスをくっつけてやっていくといったことも、やろうと思えばできてしまうので、お金をつかまれてしまうと、意思表示そのものが難しい人たちが多い中で、非常に怖いと感じる。
- ・今の日常生活自立支援事業では対応しきれない、例えば、時間外でないとお金の受け渡しができないケースであるとか、自宅で立ち合いがいて、ということを今、社会福祉協議会から求められる状況があり、本当は金銭管理をしてほしい、支援者側としても、してもらった方がいいと思っても、やはりそういった部分が整わなければ利用できないという課題がある。また、本人が希望しているかどうかという部分についても非常に課題はあるが、身体障害の場合でも金銭管理が必要なケースは結構ある。出し入れだけでなく、入ったお金を使い込んでしまって家賃が払えないというケースも多く、そういった人たちに対して、金銭の使い方といった部分を一緒に、寄り添ってやっていくというような体制の必要性を感じている。いろいろ考えて「金銭管理を」と思っても、結局は対象とならないというような事例が結構ある。
- ・日中活動の事業所が、利用者の生活支援も含めた延長線上で金銭管理をしているケースも多い。ただ、その部分については本来、公的な所がまずあって、民間としては、見かねたり、必要性もあって、やはり狭間の支援をせざるを得なかったり、自分たちの役割でできる範囲は何だろうかというところを考えながら、実際にやっているのだと思う。しかし、一方で、今現場で起こっているのは、本来の公的な所に頼んで、それまでの間というところが、その主語が抜けてしまって、最初からそこに委ねようとしてしまっている。実際、現場で普段かかわっている市の職員が「ゆずの佳、ゆずの佳」と言っていることにすごく違和感があり、そのような形で現場から本末転倒になっていって、そもそもの必要な議論が遠ざかってしまうのではないかと思っている。
- ・日常生活自立支援事業の機能といった部分については、引き続き意見交換等をさせて いただきながら、その上で、民間として何ができるのだろうとか、公的な所との住み 分けといった話は、常に確認していく必要があると感じている。
- ・グループホームに入居しているという理由で日常生活自立支援事業の優先順位が後になることがあるが、サービス提供者が金銭管理を行うことは利益相反に当たるほか、逆に、グループホームこそ一番、生活支援と金銭管理を一緒にしてしまうことで権利侵害も起こりかねないのではないか。
- ・昨年度の部会での議論では、日常生活自立支援事業の待機自体は減ってきたという報告はあったものの、改めて議論をした中で、待機が減っただけであって、ニーズが減

っているわけではないということがよく分かった。

・まずは社会福祉協議会であったり成年後見人であったりというところを選択肢として 考えるべきであると思うが、地域の中では、やはり緊急的に対応が必要であるという 判断もある中で、実際に支援している人たちが守られる仕組みなり、信頼される仕組 みというところを、これからどうしていくのかということだと思う。

## 2. 高齢者支援(介護保険への移行)について

#### 【部会長から】

・次回、10月の部会では「指定相談支援」についての議論を行い、その次の1月の部会では、「高齢者支援(介護保険への移行)」についての議論を行う予定になっているが、現在、南区の協議会において、その話題についての事例検討を行っているので、今回、その経過報告ということで資料を付けさせていただいている。なお、これは特定のケースというわけではないので、このまま持ち帰っていただいても問題はない。

## 【事務局補助から】

(事例の内容、南区協議会のワーキンググループで話し合った内容について、資料に沿って説明)

## 【部会長から】

・今日はこれについて議論をする時間はないが、次回も引き続き経過報告をさせていただく予定である。

## 3. その他 (情報交換等)

- ・パートで週2回、2時間程度の短時間勤務という形で就労しているケースで、やはり 短時間ということもあり、もう少し頑張りたいと思って就労移行支援を使いたいとい う相談をしたところ、「仕事をしている人は就労移行支援を利用することはできない」 と言われたという事例があった。せっかく就労の意思もあり、もう少しステップアップして頑張ろうという気持ちがあるのに、おかしいのではないか。一方で、働きながら就労継続支援B型を利用することについてはOKということになっており、考え方としては、本来は逆ではないかという気がするのだが。
  - ⇒制度的な話として、就労移行支援は使えないことになっていると思う。
  - ⇒就労移行支援は期間限定のプログラムで一般就労に向けた支援をするサービスなので、今のような事例では、就労継続支援B型をずっと利用するよりも、一定期間、ステップアップに向けて集中的に取り組む方が、考え方としてはすっきりすると思う。そういう意味では、就労継続支援B型であればOKという考え方はよく分からない。

次回 平成25年10月18日(金)13:30~16:30 福祉会館5階第2研修室